

新旧対照表

【税関官署の開庁時間について（平成20年3月31日財関第348号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後							改正前						
東京税関における税関官署の開庁時間について （省略）							東京税関における税関官署の開庁時間について （同左）						
許可承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考	許可承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第19条の届出	成田税関支署	(省略)						成田税関支署 羽田出張所 立川出張所	(同左)				
	羽田出張所												
	立川出張所												
	新潟税関支署							新潟税関支署					
	新潟空港出張所							新潟空港出張所					
	上記以外の官署							上記以外の官署					
・ 法第23条第1項の承認 ・ 法第63条第1項の承認 （法第21条の届出に併せて行う場合に限る。）	本関 成田税関支署 羽田出張所 立川出張所	(省略)						本関 成田税関支署 羽田出張所 立川出張所	(同左)				
	新潟税関支署												
	新潟空港出張所							新潟空港出張所					
	上記以外の官署							上記以外の官署					
・ 法第43条の3第1項 （法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第62条の3第1項の承認 ・ 法第62条の10の承認 ・ 法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第73条第1項の承認	本関 成田航空貨物出張所 成田南部航空貨物出張所 東京航空貨物出張所	(省略)						本関 成田航空貨物出張所 成田南部航空貨物出張所 東京航空貨物出張所	(同左)				
	東京外郵便出張所												
	晴海出張所 芝浦出張所 大井出張所 羽田出張所 立川出張所												
	上記以外の官署							上記以外の官署					
・ 法第61条第1項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62条の5（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可	本関 晴海出張所 芝浦出張所 大井出張所 羽田出張所 立川出張所	(省略)						本関 晴海出張所 芝浦出張所 大井出張所 羽田出張所 立川出張所	(同左)				
	上記以外の官署							上記以外の官署					

改正後							改正前		
・ 法第63条第 1 項の承認	本関 成田税関支署 成田航空貨物出張所 成田南部航空貨物出張所 東京航空貨物出張所	(省略)					本関 成田税関支署 成田航空貨物出張所 成田南部航空貨物出張所 東京航空貨物出張所	(同左)	
	東京外郵出張所	04 : 00 ニ 23 : 00	04 : 00 ニ 23 : 00	04 : 00 ニ 23 : 00	04 : 00 ニ 23 : 00		(新設)	(新設)	
	晴海出張所 芝浦出張所 大井出張所 羽田出張所 立川出張所	(省略)					晴海出張所 芝浦出張所 大井出張所 羽田出張所 立川出張所	(同左)	
	上記以外の官署	(省略)					上記以外の官署	(同左)	
・ 法第66条第 1 項の承認	本関 成田税関支署 羽田出張所	(省略)					本関 成田税関支署 羽田出張所	(同左)	
	新潟税関支署	(省略)					新潟税関支署	(同左)	
	新潟空港出張所	(省略)					新潟空港出張所	(同左)	
	上記以外の官署	(省略)					上記以外の官署	(同左)	
・ 法第67条の許可 (別送品に限る。)	本関 成田税関支署 成田航空貨物出張所 成田南部航空貨物出張所 羽田出張所 立川出張所	(省略)					本関 成田税関支署 成田航空貨物出張所 成田南部航空貨物出張所 羽田出張所 立川出張所	(同左)	
	東京外郵出張所	04 : 00 ニ 23 : 00	04 : 00 ニ 23 : 00	04 : 00 ニ 23 : 00	04 : 00 ニ 23 : 00		(新設)	(新設)	
	大井出張所	(省略)					大井出張所	(同左)	
	新潟税関支署	(省略)					新潟税関支署	(同左)	
	新潟空港出張所	(省略)					新潟空港出張所	(同左)	
	上記以外の官署	(省略)					上記以外の官署	(同左)	
	上記以外の官署	(省略)					上記以外の官署	(同左)	
・ 法第67条の許可 (コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。)	本関	(省略)					本関	(同左)	
	晴海出張所 芝浦出張所 大井出張所	(省略)					晴海出張所 芝浦出張所 大井出張所	(同左)	
	上記以外の官署	(省略)					上記以外の官署	(同左)	
	上記以外の官署	(省略)					上記以外の官署	(同左)	
・ 法第67条の許可 (コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。)	本関	(省略)					本関	(同左)	
	晴海出張所 芝浦出張所 大井出張所	(省略)					晴海出張所 芝浦出張所 大井出張所	(同左)	
	上記以外の官署	(省略)					上記以外の官署	(同左)	
	上記以外の官署	(省略)					上記以外の官署	(同左)	

改正後

・ 法第102条第 1 項の交付

本関
晴海出張所
芝浦出張所
大井出張所
羽田出張所
立川出張所

(省略)

上記以外の官署

(省略)

横浜税関における税関官署の開庁時間について

(省略)

許可承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第19条第 1 項の届出	仙台空港税関支署	(省略)				
	上記以外の官署	(省略)				
・ 法第23条第 1 項の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 (法第21条の届出に併せて行う場合に限る。) ・ 法第66条第 1 項の承認	本関 千葉税関支署	(省略)				
	仙台空港税関支署	(省略)				
	川崎税関支署	(省略)				
	上記以外の官署	(省略)				
・ 法第43条の 3 第 1 項 (法第61条の 4 において準用する場合を含む。) の承認 ・ 法第62条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第62条の10の承認 ・ 法第67条の許可 (法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。) (別送品又はコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。) ・ 法第73条第 1 項の承認	本関	(省略)				
	東扇島出張所	(省略)				
	川崎税関支署 本牧埠頭出張所 山下埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	(省略)				
	川崎外郵出張所	08:30 - 17:15	08:30 - 13:00	-	-	
	上記以外の官署	(省略)				
・ 法第61条第 1 項 (法第62条の15において準用する場合を含む。) の許可 ・ 法第62条の 5 (法第62条の15において準用する場合を含む。) の許可 ・ 法第102条第 1 項の交付	本関 川崎税関支署 東扇島出張所 本牧埠頭出張所 山下埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	(省略)				
	上記以外の官署	(省略)				
・ 法第63条第 1 項の承認	本関	(省略)				
	仙台空港税関支署	(省略)				

改正前

・ 法第102条第 1 項の交付

本関
晴海出張所
芝浦出張所
大井出張所
羽田出張所
立川出張所

(同左)

上記以外の官署

(同左)

横浜税関における税関官署の開庁時間について

(同左)

許可承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第19条第 1 項の届出	仙台空港税関支署	(同左)				
	上記以外の官署	(同左)				
・ 法第23条第 1 項の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 (法第21条の届出に併せて行う場合に限る。) ・ 法第66条第 1 項の承認	本関 千葉税関支署	(同左)				
	仙台空港税関支署	(同左)				
	川崎税関支署	(同左)				
	上記以外の官署	(同左)				
・ 法第43条の 3 第 1 項 (法第61条の 4 において準用する場合を含む。) の承認 ・ 法第62条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第62条の10の承認 ・ 法第67条の許可 (法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。) (別送品又はコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。) ・ 法第73条第 1 項の承認	本関	(同左)				
	東扇島出張所	(同左)				
	川崎税関支署 本牧埠頭出張所 山下埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	(同左)				
	(新設)	(新設)				
	上記以外の官署	(同左)				
・ 法第61条第 1 項 (法第62条の15において準用する場合を含む。) の許可 ・ 法第62条の 5 (法第62条の15において準用する場合を含む。) の許可 ・ 法第102条第 1 項の交付	本関 川崎税関支署 東扇島出張所 本牧埠頭出張所 山下埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	(同左)				
	上記以外の官署	(同左)				
・ 法第63条第 1 項の承認	本関	(同左)				
	仙台空港税関支署	(同左)				

改正後							改正前								
・ 法第67条の許可（別送品に限る。）	東扇島出張所	（省略）					・ 法第67条の許可（別送品に限る。）	東扇島出張所	（同左）						
	川崎税関支署 本牧埠頭出張所 山下埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	（省略）						川崎税関支署 本牧埠頭出張所 山下埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	（同左）						
	川崎外郵出張所	08:30 ー 17:15	08:30 ー 13:00	ー	ー			（新設）	（新設）						
	上記以外の官署	（省略）						上記以外の官署	（同左）						
	千葉税関支署	（省略）						千葉税関支署	（同左）						
	仙台空港税関支署	（省略）						仙台空港税関支署	（同左）						
・ 法第67条の許可（コンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナに限る。）	川崎税関支署	（省略）					・ 法第67条の許可（コンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナに限る。）	川崎税関支署	（同左）						
	川崎外郵出張所	08:30 ー 17:15	08:30 ー 13:00	ー	ー			（新設）	（新設）						
	上記以外の官署	（省略）						上記以外の官署	（同左）						
	本関	（省略）						本関	（同左）						
	東扇島出張所	（省略）						東扇島出張所	（同左）						
	川崎税関支署 本牧埠頭出張所 山下埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	（省略）						川崎税関支署 本牧埠頭出張所 山下埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	（同左）						
上記以外の官署	（省略）					上記以外の官署	（同左）								
名古屋税関における税関官署の開庁時間について（省略）															
許可承認等の区分		官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考	許可承認等の区分		官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第19条の届出	中部空港税関支署	（省略）						・ 法第19条の届出	中部空港税関支署	（同左）					
	上記以外の官署	（省略）							上記以外の官署	（同左）					
・ 法第23条第1項の承認 ・ 法第63条第1項の承認（法第21条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第66条第1項の承認	本関 清水税関支署 中部空港税関支署	（省略）						・ 法第23条第1項の承認 ・ 法第63条第1項の承認（法第21条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第66条第1項の承認	本関 清水税関支署 中部空港税関支署	（同左）					
	上記以外の官署	（省略）							上記以外の官署	（同左）					
・ 法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認	中部空港税関支署	（省略）						・ 法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認	中部空港税関支署	（同左）					

改正後							改正前		
・ 法第62条の3 第 1 項の承認 ・ 法第62条の10の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 ・ 法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第73条第 1 項の承認	本関	（省略）					本関	（同左）	
	中部外郵出張所	08:30 ー 17:30	08:30 ー 17:30	08:30 ー 17:30	08:30 ー 17:30		（新設）	（新設）	
	興津出張所	（省略）					興津出張所	（同左）	
	四日市税関支署	（省略）					四日市税関支署	（同左）	
	中出張所 稲永出張所 金城埠頭出張所	（省略）					中出張所 稲永出張所 金城埠頭出張所	（同左）	
・ 法第61条第 1 項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62条の 5 （法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可	上記以外の官署	（省略）					上記以外の官署	（同左）	
	本関 中出張所 稲永出張所 金城埠頭出張所	（省略）					本関 中出張所 稲永出張所 金城埠頭出張所	（同左）	
	上記以外の官署	（省略）					上記以外の官署	（同左）	
	清水税関支署 中部空港税関支署	（省略）					清水税関支署 中部空港税関支署	（同左）	
	中部外郵出張所	08:30 ー 17:30	08:30 ー 17:30	08:30 ー 17:30	08:30 ー 17:30		（新設）	（新設）	
・ 法第67条の許可（別送品に限る。）	本関	（省略）					本関	（同左）	
	上記以外の官署	（省略）					上記以外の官署	（同左）	
	本関	（省略）					本関	（同左）	
	興津出張所	（省略）					興津出張所	（同左）	
	四日市税関支署	（省略）					四日市税関支署	（同左）	
・ 法第67条の許可（コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。）	中出張所 稲永出張所 金城埠頭出張所	（省略）					中出張所 稲永出張所 金城埠頭出張所	（同左）	
	上記以外の官署	（省略）					上記以外の官署	（同左）	
	本関 中出張所 稲永出張所 金城埠頭出張所	08:30 ー 17:45	ー	ー	ー		（新設）	（新設）	
	中部外郵出張所	08:30 ー 17:30	ー	ー	ー		（新設）	（新設）	
・ 法第102条第 1 項の交付	本関 中出張所 稲永出張所 金城埠頭出張所	08:30 ー 17:45	ー	ー	ー		（新設）	（新設）	
	中部外郵出張所	08:30 ー 17:30	ー	ー	ー		（新設）	（新設）	

改正後

	上記以外の官署	08:30 - 17:15	-	-	-	
--	---------	---------------------	---	---	---	--

大阪税関における税関官署の開庁時間について
(省略)

許可承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第19条の届出	関西空港税関支署	(省略)				
	上記以外の官署	(省略)				
・ 法第23条第 1 項の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 （法第21条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第66条第 1 項の承認	本関 関西空港税関支署	(省略)				
	上記以外の官署	(省略)				
・ 法第43条の 3 第 1 項 （法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第62条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第62条の10の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 ・ 法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第73条第 1 項の承認	関西空港税関支署	(省略)				
	大阪外郵出張所	04:00 - 24:00	04:00 - 24:00	04:00 - 24:00	04:00 - 24:00	
	南港出張所	(省略)				
	本関 桜島出張所 大手前出張所	(省略)				
	上記以外の官署	(省略)				
・ 法第61条第 1 項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62条の 5（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第102条第 1 項の交付	本関 桜島出張所 南港出張所 大手前出張所	(省略)				
	上記以外の官署	(省略)				
・ 法第67条の許可（別送品に限る。）	本関 関西空港税関支署	(省略)				

改正前

	(新設)	(新設)
--	------	------

大阪税関における税関官署の開庁時間について
(同左)

許可承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第19条の届出	関西空港税関支署	(同左)				
	上記以外の官署	(同左)				
・ 法第23条第 1 項の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 （法第21条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第66条第 1 項の承認	本関 関西空港税関支署	(同左)				
	上記以外の官署	(同左)				
・ 法第43条の 3 第 1 項 （法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第62条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第62条の10の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 ・ 法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第73条第 1 項の承認	関西空港税関支署	(同左)				
	(新設)	(新設)				
	南港出張所	(同左)				
	本関 桜島出張所 大手前出張所	(同左)				
	上記以外の官署	(同左)				
・ 法第61条第 1 項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62条の 5（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第102条第 1 項の交付	本関 桜島出張所 南港出張所 大手前出張所	(同左)				
	上記以外の官署	(同左)				
・ 法第67条の許可（別送品に限る。）	本関 関西空港税関支署	(同左)				

改正後							改正前						
	大阪外郵出張所	04：00 ー 24：00	04：00 ー 24：00	04：00 ー 24：00	04：00 ー 24：00			(新設)	(新設)				
	南港出張所	(省略)						南港出張所	(同左)				
	上記以外の官署	(省略)						上記以外の官署	(同左)				
・法第67条の許可（コンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナに限る。）	南港出張所	(省略)					・法第67条の許可（コンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナに限る。）	南港出張所	(同左)				
	本関 桜島出張所 大手前出張所	(省略)						本関 桜島出張所 大手前出張所	(同左)				
	上記以外の官署	(省略)						上記以外の官署	(同左)				
神戸税関における税関官署の開庁時間について (省略)							神戸税関における税関官署の開庁時間について (同左)						
許可承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考	許可承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・法第19条の届出 ・法第61条第1項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・法第62条の5（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・法第67条（法第75条において準用する場合を含む。）の許可（別送品に限る。） ・法第102条第1項の交付	全ての税関官署 (神戸外郵出張所を除く。)	(省略)					・法第19条の届出 ・法第61条第1項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・法第62条の5（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・法第67条の許可（別送品に限る。） ・法第102条第1項の交付	全ての税関官署	(同左)				
・法第23条第1項の承認 ・法第63条第1項の承認（法第21条の届出に併せて行う場合に限る。） ・法第66条第1項の承認	神戸税関本関	(省略)					・法第23条第1項の承認 ・法第63条第1項の承認（法第21条の届出に併せて行う場合に限る。） ・法第66条第1項の承認	神戸税関本関	(同左)				
	上記以外の官署	(省略)						上記以外の官署	(同左)				
・法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 ・法第62条の3第1項の承認	ポートアイランド出張所	(省略)					・法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 ・法第62条の3第1項の承認	ポートアイランド出張所	(同左)				
	広島税関支署	(省略)						広島税関支署	(同左)				

改正後							改正前		
・ 法第62条の10の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 ・ 法第67条（法第75条において準用する場合を含む。）の許可（別送品を除く。） ・ 法第73条第 1 項の承認	上記以外の官署 （神戸外郵出張所を除く。）	（省略）					・ 法第62条の10の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 ・ 法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品を除く。） ・ 法第73条第 1 項の承認	上記以外の官署	（同左）
・ 法第43条の 3 第 1 項（法第61条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第62条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第62条の10の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 ・ 法第67条（法第75条において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第73条第 1 項の承認 ・ 法第102条第 1 項の交付	神戸外郵出張所	08:30 - 17:00	-	-	-	-	（新設）	（新設）	（新設）

門司税関における税関官署の開庁時間について （省略）							門司税関における税関官署の開庁時間について （同左）						
許可承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考	許可承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第19条の届出	福岡空港税関支署	（省略）						・ 法第19条の届出	福岡空港税関支署	（同左）			
	上記以外の官署	（省略）							上記以外の官署	（同左）			
・ 法第23条第 1 項の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認（法第21条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第66条第 1 項の承認	本関 下関税関支署 博多税関支署	（省略）						・ 法第23条第 1 項の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認（法第21条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第66条第 1 項の承認 ・ 法第67条の許可（別送品に限る。）	本関 下関税関支署 博多税関支署	（同左）			
	福岡空港税関支署	（省略）							福岡空港税関支署	（同左）			
	上記以外の官署	（省略）							上記以外の官署	（同左）			
・ 法第43条の 3 第 1 項（法第61条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第62条の 3 第 1 項の承認	田野浦出張所	（省略）						・ 法第43条の 3 第 1 項（法第61条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第62条の 3 第 1 項の承認	田野浦出張所	（同左）			
	下関税関支署	（省略）							下関税関支署	（同左）			
	博多税関支署	（省略）							博多税関支署	（同左）			

改正後							改正前				
・ 法第62条の10の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 ・ 法第67条（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の許可（別送品を除く。） ・ 法第73条第 1 項の承認	博多税関支署福岡外郵出張所	03:30 ～ 22:00	03:30 ～ 22:00	03:30 ～ 22:00	03:30 ～ 22:00		・ 法第62条の10の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認（法第21条の届出に併せて行う場合を除く。） ・ 法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品を除く。） ・ 法第73条第 1 項の承認	（新設）	（新設）		
	福岡空港税関支署	（省略）								福岡空港税関支署	（同左）
	上記以外の官署	（省略）								上記以外の官署	（同左）
・ 法第61条第 1 項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62条の 5（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可	博多税関支署 福岡空港税関支署	（省略）					・ 法第61条第 1 項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62条の 5（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第102条第 1 項の交付	博多税関支署 福岡空港税関支署	（同左）		
	上記以外の官署	（省略）								上記以外の官署	（同左）
・ 法第67条の許可（別送品に限る。）	本関 下関税関支署 博多税関支署	00:00 ～ 24:00	00:00 ～ 24:00	00:00 ～ 24:00	00:00 ～ 24:00		（新設）	（新設）	（新設）		
	博多税関支署福岡外郵出張所	03:30 ～ 22:00	03:30 ～ 22:00	03:30 ～ 22:00	03:30 ～ 22:00			（新設）	（新設）		
	福岡空港税関支署	07:30 ～ 21:30	07:30 ～ 21:30	07:30 ～ 21:30	07:30 ～ 21:30			（新設）	（新設）		
	上記以外の官署	08:30 ～ 17:15	-	-	-			（新設）	（新設）		
・ 法第102条第 1 項の交付	博多税関支署 博多税関支署福岡外郵出張所 福岡空港税関支署	08:30 ～ 17:45	-	-	-		（新設）	（新設）	（新設）		
	上記以外の官署	08:30 ～ 17:15	-	-	-			（新設）	（新設）		

改正後							改正前						
沖縄地区税関における税関官署の開庁時間について （省略）							沖縄地区税関における税関官署の開庁時間について （同左）						
許可承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考	許可承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第19条の届出	那覇空港税関支署	（省略）						・ 法第19条の届出	那覇空港税関支署	（同左）			
	上記以外の官署（那覇外郵出張所を除く）	（省略）							上記以外の官署	（同左）			
・ 法第23条第 1 項の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 ・ 法第66条第 1 項の承認 ・ 法第67条の許可（別送品に限る。）	本関	（省略）						・ 法第23条第 1 項の承認 ・ 法第63条第 1 項の承認 ・ 法第66条第 1 項の承認 ・ 法第67条の許可（別送品に限る。）	本関	（同左）			
	那覇空港税関支署	（省略）							那覇空港税関支署	（同左）			
	上記以外の官署（那覇外郵出張所を除く）	（省略）							上記以外の官署	（同左）			
・ 法第43条の 3 第 1 項（法第61条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第61条第 1 項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第62条の 5（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62条の10の承認 ・ 法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第73条第 1 項の承認 ・ 法第102条第 1 項の交付	全ての官署（那覇外郵出張所を除く）	（省略）						・ 法第43条の 3 第 1 項（法第61条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第61条第 1 項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第62条の 5（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62条の10の承認 ・ 法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第73条第 1 項の承認 ・ 法第102条第 1 項の交付	全ての官署	（同左）			
・ 法第67条の許可（コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。）	本関	（省略）						・ 法第67条の許可（コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。）	本関	（同左）			
	上記以外の官署（那覇外郵出張所を除く）	（省略）							上記以外の官署	（同左）			

改正後							改正前		
・ 法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第62条の3第1項の承認 ・ 法第62条の10の承認 ・ 法第63条第1項の承認 ・ 法第67条（法第75条において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第73条第1項の承認 ・ 法第102条第1項の交付	那覇外郵出張所	08:30 - 17:00	-	-	-		(新設)	(新設)	(新設)